

公 示

遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和60年2月12日国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。)第9条第1項の規定により、型式が技術上の規格に適合していると認める遊技機として検定を行った旨を次のとおり公示する。

令和 5 年 6 月 21 日

徳島県公安委員会委員長 米澤 和美

1 申請者の氏名又は名称及び型式の概要等

氏名又は名称 及び所在地	法人の場合は 代表者の氏名	型 式 の 概 要			検定 番号
		遊技機の種類	型 式 名	製造業者名	
セブンリーグ株式会社 岡山県岡山市南区福富東 二丁目20番6号	白石顕大	規 則 第 6 条 第 2 号 遊 技 機	回胴式 Lパチスロキンニクマン4SLDC	セブン リ ー グ 株 式 会 社	15581
株式会社 メーシー 東京都江東区有明三丁目7 番26号 有明フロンティアビ ルA棟	湯澤哲	規 則 第 6 条 第 1 号 遊 技 機	ぱちんこ Pハイスクール・フリート2MH	株 式 会 社 メ ー シ ー	15582
株式会社 ビスティ 東京都渋谷区渋谷三丁目 29番14号	尼子勝紀	規 則 第 6 条 第 1 号 遊 技 機	ぱちんこ Pゴジラ対エヴァンゲリオン G細胞覚醒YR	株 式 会 社 ビ ス テ ィ	15583
株式会社 ジェイビー 東京都渋谷区渋谷三丁目 29番14号	富山一郎	規 則 第 6 条 第 2 号 遊 技 機	回胴式 L EVANGELION・未来への創造jF	株 式 会 社 ジ ェ イ ビ ー	15584
株式会社 アムテックス 東京都台東区東上野一丁 目16番1号	水島勇治	規 則 第 6 条 第 1 号 遊 技 機	ぱちんこ Pシンティアーハンター4L9YZ3	株 式 会 社 ア ム テ ッ ク ス	15585

2 検定の有効期間

公示の日から3年間。